別紙１（第４条関係）

補助対象事業に係る留意事項

・　第４条第１号及び第２号において、同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認めない（補助は１機種限り）。

・　販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象とはならない。

・　第４条第１号ア及びウ（ア）の機器等（介護ソフトを除く。）の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。

　なお、併せて導入する場合の補助上限額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して別表（第６条関係）に定める１台あたりの補助上限額に導入台数を乗じた金額とする。

　また、通信費は上記経費には含まないこととする。

・　第４条第１号ア及びウ（ア）の機器等（介護ソフトを除く。）の導入に付帯して必要となる経費の例は、以下のとおり。

　ア　介護ソフト以外の介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）

　イ　介護ソフト以外の介護テクノロジーの利用に伴って導入するPC、タブレット端末等

・　介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。

　なお、既に導入している介護ソフト等と組み合わせて一気通貫が実現できていれば補助対象として差し支えない。

　また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等の変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。

・　居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記アを要件とする。

　また、施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記イを要件とする。

　なお、施設サービスとは介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスをいう。

ア　公益社団法人国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフト機能調査」の結果において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること、②中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。

イ　厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、「科学的介護情報システム（LIFE）について」に掲載されている「CSV連携仕様書（LIFE）」に準じたCSVファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。